

介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令
の一部を改正する政令の公布について

介護保険制度の円滑な推進については、日頃より御尽力いただき厚く御礼申し上げます。

この度、以下の①及び②の改正内容について規定を整備した「介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令」が10月24日に公布されましたので、下記のとおりお知らせいたします。

- ① 第3期における激変緩和措置を踏まえ、第4期において保険料負担段階第4段階で公的年金等収入金額及び合計所得金額の合計が80万円以下の者について保険者の判断によりその基準額に乗じる割合を軽減することができることとする。
- ② 第4期において第2号被保険者の介護保険料の負担割合を30%とすること。

記

1 公布政令について
別添1のとおり

2 条文構成について

【介護保険法施行令附則】

第9条 介護保険法施行令（以下「令」という。）第38条第1項の標準的な保険料負担段階の保険料率について平成21年度から平成23年度までの特例を規定。

第1項： 平成21年度において、保険料負担段階第4段階で公的年金等収入金額及び合計所得金額の合計が80万円以下の者について保険料率を軽減できること。

第2項： 第1項の保険料率の軽減を行った保険者において、境界層措置対象者（軽減した保険料額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの）について保険料率を軽減できること。

第3項： 平成22年度において、平成21年度と同様に軽減できること。

第4項： 平成23年度において、平成21年度と同様に軽減できること。

第5項： 保険料を軽減する場合において、計画期間における保険料収納必要額

をまかなうよう保険料を設定しなければならないこと。

第10条 多段階設定を行う保険者において、令第39条第1項の保険料負担段階の保険料率について平成21年度から平成23年度までの特例を規定。

第1項～第5項： 第9条と同様。

【介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令】

第5条 第4期において第2号被保険者の介護保険料の負担割合を30%にすること。

3 介護保険条例参考例について

別添2のとおりお示しますので、介護保険条例の改正の参考にご活用ください。

4 留意点

今回の保険料軽減の対象者は、第3期の激変緩和措置対象者ではなく、公的年金等収入金額及び合計所得金額の合計が80万円以下の者及び境界層措置対象者です。

5 施行期日

平成21年4月1日

<照会先>

厚生労働省老健局

介護保険課企画法令係

Tel03-5253-1111（内線）2164

介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

平成二十年十月二十四日

内閣総理大臣臨時代理

國務大臣 河村 建夫

政令第三百二十八号

介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する

政令

内閣は、介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第二百二十五条第二項及び第二百二十九条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

（介護保険法施行令の一部改正）

第一条 介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）の一部を次のように改正する。

附則に次の二条を加える。

（平成二十一年度から平成二十三年度までの保険料率の算定に関する基準の特例）

第九条 市町村は、第三十八条第一項第四号イに掲げる者のうち、平成二十年中の公的年金等の収入金額及び同年の合計所得金額の合計額が八十万円以下である第一号被保険者の平成二十一年度における保険料率の算定に係る同項の標準割合（市町村が同項の規定によりこれと異なる割合を設定するときは、当該割合、以下この項において同じ。）については、同条第一項の規定にかかわらず、同項の規定により適用されることとなる標準割合を下回る割合（次項及び第五項において「特例標準割合」という。）を定めることができる。

2 前項の規定により市町村が特例標準割合を定めた場合において、要保護者であつて、その者が課される保険料率について特例標準割合を適用されたならば保護を必要としない状態となる第一号被保険者（第三十八条第一項第一号イ（1）に係る部分を除く）、第四号ロ又は第五号ロに該当する者を除く。）に課される保険料率については、特例標準割合を適用することができる。この場合における同条第一項の規定（他の法令において引用する場合を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行令（平成八年政令第十八号）第二十一条第二号の規定の適用については、第二十八号第一項第一号ハ、第二号ロ又は第三号ロ中「又は第五号ロに該当する者」とあるのは「若しくは第五号ロに該当する者又は附則第九条第二項に規定する第一号被保険者」と同令第二十一条第一号イ中「並びに第三十九号第一項」とあるのは「第三十九号第一項並びに附則第九条第二項」とする。

3 前二項の規定は、平成二十二年度における保険料率の算定に関する基準について準用する。この場合において、第一項中「平成二十一年中」とあるのは「平成二十一年中」と、「平成二十一年度」とあるのは「平成二十一年度」と、前項中「附則第九条第二項」とあるのは「附則第九条第三項において準用する同条第二項」と読み替えるものとする。

4 第一項及び第二項の規定は、平成二十三年度における保険料率の算定に関する基準について準用する。この場合において、第一項中「平成二十年」とあるのは「平成二十二年中」と、「平成二十一年度」とあるのは「平成二十三年度」と、第二項中「附則第九条第二項」とあるのは「附則第九条第四項において準用する同条第二項」と読み替えるものとする。

5 市町村は、第一項（前二項において準用する場合を含む。）の規定により、特例標準割合を定めるに当たっては、保険料収納必要額を保険料により確保することができるようにするものとする。

第十条 市町村は、第三十九条第一項第四号イに掲げる者のうち、平成二十年中の公的年金等の収入金額及び同年の合計所得金額の合計額が八十万円以下である第一号被保険者の平成二十一年度における保険料率の算定に係る同項の割合については、同項の規定にかかわらず、同項の規定により適用されることとなる割合を下回る割合（次項及び第五項において「特例割合」という。）を定めることができる。

2 前項の規定により市町村が特例割合を定めた場合において、要保護者であつて、その者が課される保険料率について特例割合を適用されたならば保護を必要としない状態となる第一号被保険者（第三十九条第一項第一号イ（1）に係る部分を除く）、第四号ロ、第五号ロ又は第六号ロに該当する者を除く。）に課される保険料率については、特例割合を適用することができる。この場合における同条第一項の規定（他の法令において引用する場合を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行令第二十一条第一号の規定の適用については、第三十九条第一項第一号ハ、第二号ロ又は第三号ロ中「又は第六号ロに該当する者」とあるのは「若しくは第六号ロに該当する者又は附則第十條第二項に規定する第一号被保険者」と、同令第二十一条第一号イ中「並びに第三十九条第一項」とあるのは「第三十九条第一項並びに附則第十條第二項」とする。

3 前二項の規定は、平成二十二年度における保険料率の算定に関する基準について準用する。この場合において、第一項中「平成二十一年中」とあるのは「平成二十一年中」と、「平成二十一年度」とあるのは「平成二十一年度」と、前項中「附則第十條第二項」とあるのは「附則第十條第三項において準用する同条第二項」と読み替えるものとする。

4 第一項及び第二項の規定は、平成二十三年度における保険料率の算定に関する基準について準用する。この場合において、第一項中「平成二十年」とあるのは「平成二十二年中」と、「平成二十一年度」とあるのは「平成二十三年度」と、第二項中「附則第十條第二項」とあるのは「附則第十條第四項において準用する同条第二項」と読み替えるものとする。

5 市町村は、第一項（前二項において準用する場合を含む。）の規定により、特例割合を定めるに当たっては、保険料収納必要額を保険料により確保することができるようにするものとする。

（介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部改正）

第二条 介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令（平成十年政令第四百十三号）の一部を次のように改正する。

第五条の見出しを「平成二十一年度から平成二十三年度までの第二号被保険者負担率」に改め、同条中「平成十八年度から平成二十年度まで」を「平成二十一年度から平成二十三年度まで」、「百分の三十一」を「百分の三十」に改める。

附則

この政令は、平成二十一年四月一日から施行する。

厚生労働大臣 舩添 要一

内閣総理大臣臨時代理

國務大臣 河村 建夫

(別添2)

○何市(区、町、村)介護保険条例(参考例)

以下は、平成二十一年度から平成二十三年度までの第四期において第四段階の保険料率の特例を設けることとした場合に定める条例の例として、従来の介護保険条例参考例に追加するものです。

附 則 (平成二十一年〇月〇日改正関係)

(施行期日)

第一条 この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。

(平成二十一年度から平成二十三年度までにおける保険料率の特例)

第二条 令附則第九条第一項及び第二項(同条第三項及び第四項において準用する場合を含む。)に規定する第一号被保険者の平成二十一年度から平成二十三年度までの保険料率は、第十五条第一項の規定にかかわらず、何円とする。

※ 令第三十九条第一項の特別の基準による保険料率の算定をしている保険者の場合

附 則 (平成二十一年〇月〇日改正関係)

(施行期日)

第一条 この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。

(平成二十一年度から平成二十三年度までにおける保険料率の特例)

第二条 令附則第十条第一項及び第二項(同条第三項及び第四項において準用する場合を含む。)に規定する第一号被保険者の平成二十一年度から平成二十三年度までの保険料率は、第十五条第一項の規定にかかわらず、何円とする。